

令和 7 年度 札幌市居住支援協議会 事業計画

1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」の運営

(1) 相談窓口「みな住まいる札幌」の安定的な運営（別紙参照）

- ・受付時間 平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ・設置場所 札幌市役所 2 階（令和 7 年 4 月 1 日から）TEL：210-6224
- ・相談体制 業務管理責任者 1 名、相談員 2 名の 3 名体制
- ・管理体制 管理主体 （一財）札幌市住宅管理公社
委託先 （一社）あんしん住まいサポート
- ア 出張相談会の実施
 - ・社会福祉協議会アトリウム（月 2 回程度）
 - ・地下歩行空間などイベントの出席
- イ 相談窓口利用者アンケートの実施
 - ・みな住まいる札幌へ来所された方へアンケートはがきの配付を行い、相談窓口の満足度等の調査を行う。

2 連携強化、普及啓発

(1) 居住支援に関する連携の強化、意見交換

- ア 札幌市特有の居住支援に関する課題の検討
 - ・地域資源の活用方策の検討（令和 6 年度調査結果より考察）
- イ 関連団体との連携強化
 - ・不動産管理会社や居住支援法人等との意見交換
 - ・相談員と居住支援法人や行政、居住支援団体と交流連携をする場の提供（小規模な意見交換会）
 - ・相談事例報告会を開催し、協議会会員間で意見交換を行う
 - ・「みな住まいる札幌」及び関連する福祉の相談窓口の事業者等や居住支援法人の協議会への参加等を検討・協議
- ウ 研修会の実施
 - ・居住支援のレベルアップを目的とした外部有識者を招いた研修会を実施（3 回程度）
- エ 居住支援法人ガイドブックの内容改訂
 - ・居住支援法人の追加、削除、記載内容の確認を適宜行う。
- オ 高齢者向け住宅情報冊子（シニア住まい情報さっぽろ）の改訂
 - ・情報冊子に掲載されている物件の情報更新を行う。
- カ 連携の強化等に向けた居住支援法人の取組調査
 - ・居住支援体制の強化を図るため、居住支援法人が展開しているサービスの実態や、「みな住まいる札幌」のほか、福祉関係機関等との連携状況など、取組内容について調査する。

(2) 普及啓発・広報活動

みな住まいる札幌や居住支援協議会の活動を周知

- ・相談窓口変更の周知（チラシ、ホームページ、広報さっぽろ ほか）
- ・住宅セーフティネット普及啓発イベント（改正ＳＮ法関連含む）、各種相談イベントへの出展
- ・居住支援関連団体への普及啓発（不動産関連団体の会議への参加や福祉部局の会議への参加）
- ・公共交通の掲示等を活用した広報やチラシ等の作成
- ・「みな住まいる札幌」における相談内容の調査結果を踏まえた普及啓発や相談窓口の周知の検討

3 見守り機器設置費等に対する補助制度の運用

- ・補助対象住宅の追加

将来的なセーフティネット住宅の登録を促すため、令和6年度年までの補助対象住宅であるセーフティネット登録住宅に、セーフティネット住宅相当の要件を満たす住宅※を追加する。

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第11条（床面積）、第12条（構造・設備）の規定を満たす住宅をいう。